

主な指摘事項【短期入所】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供を行った際は、利用者ごとに提供日、具体的な支援の内容その他必要な事項をサービスの提供の都度記録すること。 サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得ること。	4件
運営	介護給付費の額に係る通知等	法定代理受領により市町村から指定サービスの提供に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し当該介護給付費の額を通知すること。	2件
運営	事故発生時の対応	事故の発生の防止のための会議（委員会等）を開催した場合には、その会議録を作成し事業所に保管すること。 従業者に対し、事故の発生の防止のための研修を定期的に行うこと。 サービスの提供により発生した事故について、被害を受けた利用者が医療機関等を受診した場合には、当該利用者の支給決定を行っている市町村に対し、すみやかに事故報告書を提出すること。	2件
運営	運営規程	運営規程において以下の点について追記・修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 「従業員の職種、員数及び職務の内容」が人員配置基準と異なるため修正すること。 「食事の提供に要する費用及び光熱水費」が実態と異なるため、修正すること。 「暴力団等の影響の排除」に関する事項を追加すること。 「緊急時等における対応方法」に関する事項の記載がないため追記すること。	3件
運営	定員の遵守	空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員及び居室の定員を超えることとなる人数の利用者に対してサービスを提供しないこと。利用定員を超えた利用者の受入について、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はその内容を記録すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制について、雇用契約書又は辞令書等において、職種、常勤・非常勤の別、兼務の状況及び勤務場所を明記するなどして、その勤務体制を明確にすること。	3件
報酬	基本報酬	基本報酬及び加算について、本来本事業所から報酬請求を行うべきところ、別の事業所から請求している日が見受けられた。該当する請求に誤りがあれば過誤申立を行うこと。	2件
報酬	定員超過利用減算	1日の利用者の数が本体施設の利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える日が散見されたため、定員を超過して利用者を受け入れた日については定員超過減算を適用すること。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	キャリアパス要件Ⅱのイニにおける研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった。	2件